

【『CISA経審X 令和2年度申請版』の改定内容】

■ レベル3技能者、レベル4技能者の資格に対応

○ 令和2年4月1日から、建設業キャリアアップシステム（CCUS）において、以下のレベルを取得した者を技術職員数（Z1）の技術職員区分・資格に追加し、所要の評点を付与する。

- ・ 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により レベル4と判定された者 について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、3点の評価を付与する。【コード704】
- ・ 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により レベル3と判定された者 について、「技能士1級」同等のレベルとして評価し、2点の評価を付与する。【コード703】

○ 国土交通大臣許可業者に係る経営事項審査の経由事務の廃止について
令和2年4月1日から経由事務が廃止されます。

それに伴い、令和2年4月1日からは、国土交通大臣許可業者の方は、県を通さず、直接、地方整備局へ申請を行ってください。

■ 留意点

【国土交通省】

完成工事高及び元請完成工事高の業種間積み上げ(加算)について

審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という）である場合許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、**その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。**

これを「**業種間積み上げ**」と呼んでいます。
振替元、振替先の業種には、申請時に建設業の許可が必要です。
業種間積み上げを利用する場合、工事種別別完成工事高付表 別記様式第1号を必ず作成して下さい。

一式工事業における一般的な事例

振替先の一式工事業	←	振替元の専門工事
土木一式工事業	←	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、ほ装、しゅんせつ、水道施設
建築一式工事業	←	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、鉄筋、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具

※矢印の方向で積み上げ
することができます。
(工事内容によっては、
積み上げできない
場合があります)

審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができます。

電気	↔	電気通信
管	↔	熱絶縁、水道施設
とび・土工・コンクリート	↔	石、造園

各自自治体にて含む業種は異なりますので、都道府県許可の方は、自治体の手引きを参照してください。

【参考：岡山県】

審査対象建設業が土木工事業（土木一式工事業）又は建築工事業（建築一式工事業）の場合、下表の専門工事（許可を受けている業種に限る。）の完成工事高を一式工事業の完成工事高に含めること（以下「業種間積み上げ」という。）ができます。

この取扱いにより完成工事高を算出する場合にのみ、工事種別別完成工事高付表を作成してください。

1 業種間積み上げができる専門工事

項目	業種間積み上げができる専門工事
土木一式工事業	とび・土工・コンクリート工事（仮設（足場）工事に係る工事を除く。）、石工事、舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事
建築一式工事業	大工工事、屋根工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事

ご注文 FAX 086-235-3556

CISA経審X 注文書

(令和2年度申請版)

令和 年 月 日

ケイ・エス・エス(株) 行

CISA経審Xを
以下の内容で注文致します。

【ご注文主】 〒

住 所

会 社 名

印

代表者名

TEL.

Fax.

品 名	価 格	数 量
CISA経審X 令和2年度申請版	44,000円 (内消費税4,000円)	

備 考

- ソフトのインストールはハード1台に限定させて頂きます。(複製してご使用することはできません。)
(クライアントに関しては、無制限です。サーバーでの優先的使用になっております。)
- 商品価格には指導料及びインストール費用は含まれておりません。
操作マニュアルをご参照下さい。
- 商品到着後、顧客登録を必ず行ってください。
顧客登録を行って頂いたお客様は、年度の途中での改正を無償とさせて頂きます。